

# 随意契約理由

令和4年(2022年)7月1日

契約担当課名	危機管理課
発注担当課名	危機管理課
契約名称	非常用発電機保守点検業務
契約内容	非常用発電機保守点検業務
契約締結日	令和4年7月1日
及び契約期間	令和4年7月1日から令和5年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中市利倉3丁目1番20号 株式会社 ウィルテックサービス
契約金額	1,107,843円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>平成26年度、本課が備蓄する発電機の統一的かつ適正な保守メンテナンスを行うため、(株)ウィルテックサービスへの保守メンテナンス業務の委託を開始した。</p> <p>当該業者は、発電機及びガソリンに関する専門的な技術や知識、豊富な作業実績を持ち、また本市の購入機メーカー(ヤマハ発動機株式会社)の豊中市唯一のサービス指定店として豊中市を含む近隣市町村におけるヤマハ製発電機のメンテナンスを多数請け負っているため、本点検業務の質も確保できる。発電機は災害時に避難所を機能させるために問題なく確実に使用できなければならないため、平常時の点検業務には購入機メーカー製品の最新の情報や技術とノウハウを持つサービス指定店に依頼する必要がある。また、購入機メーカーのサービス指定店にされていない業者へ依頼した場合でも、独自ではメンテナンスをすることができず、いずれかのサービス指定店に再度依頼することになるため、委託金額が高騰する。</p> <p>さらに、本点検業務を履行期間内に実施できる会社規模を持ち、緊急時に各発電機設置場所まで1時間以内で迅速に対応できるのは全国のサービス指定店で市内業者である当該業者以外には存在しない。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を行うものである。</p>